

「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定に関する研究会」開催要綱（案）

1. 目的

ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度について、情報通信審議会答申（令和5年2月7日）の中で、支援区域の指定や交付金算定に当たっては、標準的なモデルを用いることが適当とされた。これを踏まえ、コスト算定のために実際に支援区域の指定や交付金算定に使用する標準的な判定式（以下「標準判定式」という。）の構築の検討及び検証を行うため、「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定に関する研究会」を開催する。

2. 名称

この研究会は、「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定に関する研究会」と称する。

3. 検討項目

この研究会は、次の事項について検討する。

- (1) 標準判定式（区域指定モデル・交付金算定モデル）構築の考え方
- (2) 標準判定式を構築するために必要となる入力値について
- (3) その他必要と考えられる事項

4. 構成及び運営

- (1) この研究会は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部長の研究会として開催する。
- (2) この研究会の構成員及びオブザーバーは、別紙のとおりとする。
- (3) この研究会には主査及び主査代理を置く。
- (4) 主査は、構成員の互選により定め、主査代理は、主査が指名する。
- (5) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わってこの研究会を招集し、主宰する。
- (6) 主査は、必要があるときは、必要と認める者をこの研究会の構成員又はオブザーバーとして追加することができる。
- (7) 主査は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (8) その他この研究会の運営に必要な事項は、主査が定める。

5. 議事・資料等の扱い

- (1) この研究会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が認める場合においては、一部または全部を非公開とし、構成員以外の者の出席を制限することができる。
- (2) この研究会で使用した資料及び議事概要については、原則として、総務省のホームページに掲載し公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合においては、一部又は全部を非公開とする。

6. 開催日程

この研究会は、令和5年9月から開催し、令和6年3月頃までに取りまとめを行う。

7. 庶務

この研究会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部基盤整備促進課が行う。

(別紙)

「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における
コスト算定に関する研究会」構成員等

相田 仁 東京大学 名誉教授
春日 教測 甲南大学 経済学部 教授
北口 善明 東京工業大学 学術国際情報センター 准教授
砂田 薫 国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター 主幹研究員
関口 博正 神奈川大学 経営学部 教授
高橋 賢 横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 教授

(以上構成員。敬称略。五十音順)

(オブザーバー) 一般社団法人電気通信事業者協会
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社
KDDI 株式会社
ソフトバンク株式会社
ソニーワイヤレスコミュニケーションズ株式会社